資料２

自治体・事業者等との意見交換について

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第２２回）
令和６年１１月２６日（火）

南海トラフ地震臨時情報に伴うブロック会議の開催について

○南海トラフ地震防災対策推進地域の都府県、市町村及び国の機関の職員、有識者等が参加するブロック会議を開催。
○南海トラフ地震臨時情報の制度や防災対応等について周知し、防災対策の推進を呼びかけ。

■令和６年度　各地方ブロック会議の議事内容

令和６年度は8月8日の日向灘を震源とする地震を踏まえ、初めての発表となった「南海トラフ地震臨時情報」について、以下の項目で意見交換を実施
・臨時情報の制度（発表基準、防災対応の周知）
・地方自治体・事業者等における計画策定・変更状況
・臨時情報発表時に各地域でとられた防災対応についての気づき、課題点等の共有

令和6年度　会議開催状況写真

各地域ブロックにおける開催状況

	開催日	参加機関 (注1)
関東 (注2)	令和6年11月11日	7県88市町村 7機関（国）
中部	令和6年11月15日	5県121市町村 6機関（国）、15事業者等、有識者4名
近畿	令和6年11月6日	6県98市町村 5機関（国）
中国	令和6年11月8日	5県33市町村 7機関（国）
四国	令和6年12月4日（予定）	（調整中）
九州・沖縄	令和6年11月6日	6県25市町村 17機関（国）

(注1)　参加機関は参加申し込みのあった機関で集計を行う。
(注2)　関東ブロックについては、「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道三陸沖後発地震注意情報」の両情報に関して、合同で開催。
※令和５年度は、能登半島地震に伴う災害対応に注力するため、開催中止。
※北海道・三陸沖後発地震注意情報に関しては、別途、東北ブロック、北海道で開催

南海トラフ地震臨時情報に伴うブロック会議における主な意見等①

発言機関	発言概要
自治体	旅行のキャンセルは多くあり、経済的なダメージがあった。すでに来訪していた観光客や外国人への情報の周知はできるが、お盆期間ということもあり、今後来るはずだった旅行者への『「通常の生活を維持しながら」、災害に備える。』というメッセージを、もう少し強く政府から発信していただきたかった。
自治体	直接的な被害が出ていない中で、今後発生する後発地震に対してどのような対応を求めればよいか、巨大地震注意につき事前避難は求めなかったが、いざ、後発地震が起きた時に備えて、避難所を開設したほうがいいのか。など悩ましい対応があった。
自治体	自分たちが発信した情報が県民の行動変容を促す情報だったかどうか、防災対応期間が終わった今でも実感が湧かない。
自治体	気象庁マグニチュードがM7.0以上だった場合、調査中のあと、巨大地震注意が発表されない場合はあるのか。
自治体	内閣府の呼びかけ終了をもって、臨時情報は終了するという認識でよいか。
自治体	今回、臨時情報発表時の様々な防災対応事例を内閣府が紹介したが、例えば内閣府として「こういう呼びかけが効果的である」「この対応は少し過剰だ」といった指針や、これまでの呼びかけ表現が分かりづらかった場合の改善案を示した上で、事例紹介だけでなく、「あるべき姿」を明確に示してもらえると今後の対応検討の参考となる。
自治体	臨時情報は他の自然災害の警報・注意報と違い、「発表」→「解除」のようなものではない。そのため、呼びかけの終了について、住民への周知が難しかった。警報、注意報と同様に、１週間の防災対応のよびかけ終了時に「解除」という制度運用できないものか。
自治体	臨時情報発表時、政府から特別な注意の呼びかけがあった。記者会見の際に防災対応をとる期間がいつまでかを明確に発信してほしい。
自治体	臨時情報発表時、どういった内容を住民に呼びかけるか迷って時間がかかった。国が県等の自治体を通じて、国民に対して、絶対周知してほしいフレーズや情報を発表する範囲等を明確にしてほしい。

南海トラフ地震臨時情報に伴うブロック会議における主な意見等②

発言機関	発言概要
事業者	社会経済に大きな影響を及ぼす鉄道などの公共交通機関については、事業者ごとに対応が分かれると、極端なばらつきが生じる可能性があるため、国も含めた形で統一的な対応ルールを整理していただきたい。特に、複数市町や複数県にまたがる事案では、自治体の対応がそれぞれで異なることもあったため、統一的な取り組みが重要。
事業者	臨時情報発表時にどの程度の対応が必要か判断するのは難しいと感じた。また、「呼びかけの終了」とは具体的に何を指すのかが曖昧で、事業者や住民に対してより明確に伝わる方法が求められると感じ、この点について改善の余地があると存じる。
事業者	臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、政府からの特別な呼びかけの期間等は、臨時情報発表～２週間という認識でよいか。発表から１週目は「特別な警戒の呼びかけ」で、１週目から２週目は「特別な注意の呼びかけ」のような発表イメージでよいか。
事業者	現在WGで議論されている「南海トラフ地震被想定見直し」の結果により、各自治体が指定する「事前避難対象地域」も見直される可能性があると考えてよいか。
事業者	北海道・三陸沖後発地震注意情報と運用が異なる部分については、運用の統一もしくは相違点等を明確にガイドライン等に記載していただきたい。
事業者	臨時情報発表時の対応を再検討されるのであれば、事業者を含め密接にコミュニケーション取りながら進めていただきたい。

南海トラフ地震臨時情報に関する対応事例の共有（名古屋市）

○平時からの取組の共有として、内閣府が作成した『マンガで解説！南海トラフ地震　その日が来たら…』の広報資料の後半部分に名古屋市独自で「臨時情報の説明」や「事前避難対象地域の案内」を追加し、「わが家のマイ・タイムライン」の作成を呼びかける案内を掲載した広報資料を作成・配布。
○臨時情報発表後、改めて市民に対して幅広く広報資料を配布。

名古屋市独自で追加したページ（抜粋）

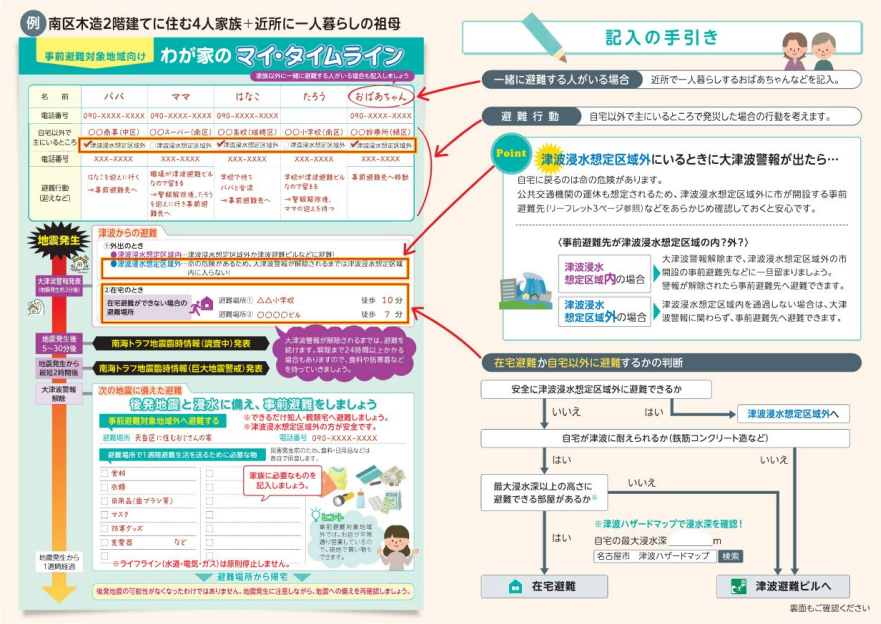

わが家のマイ・タイムライン（記入例）

参考
内閣府作成のマンガ冊子
『マンガで解説！南海トラフ地震　その日が来たら…』

（名古屋市ホームページ：https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000142734.html）